

求人者・求職者の皆様へ

・事業所名 株式会社 SEVEN OCEAN 許可番号 (23-ユ-301659)

●取扱職種の範囲等

・職種は 全職種

・地域は 国内

●手数料に関する事項

- ・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人の受付	1件につき <u>660円</u> を 求人者から
求職の受付	1件につき <u>660円</u> を 求職者から ただし、同一の求職に係る求職の申し込みの受理が1か月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。 職種が芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理師、モデルまたはマネキンに限る。

・ 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から次のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き6か月を超えて雇用された場合は、6か月を超えた雇用については申し受けません。

1	支払われた賃金の <u>10.3%</u> に相当する額（2に該当する場合は2に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。
---	--

期間の定めのない雇用契約に基づき同一の事業主に引き続き6か月を超えて雇用された場合は次の①又は②によって算出された額のうちいずれかの大きい額

2 ①	当該6か月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の <u>10.3%</u> に相当する額
2 ②	当該6か月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の <u>13.8%</u> に相当する額